

納
本

國民同志會調查部編

如何に比例代表を實行するか

(附 サレーユの比例選舉論)

武藤山治述

國同調査資料二九

特247

733



* 0005846000 *

0005846-000

特247-733

如何に比例代表を実行するか

武藤山治・述

国民同志会

昭和7

ABE

目次

はしがき

一

第一章 比例代表制度即行論

三

我國に比例代表制を實施すべき特殊理由——目的十ヶ條——即行論の三大主眼點——政界淨化策としての比例代表制——普選の延長としての比例代表制

第二章 比例代表制度の實行方法

一〇

單記移譲式と名簿式——政界淨化に有効なる名簿式——強制名簿式の缺點——英國が強制名簿式を避ける所以——配合法と不規律自由法——最良案は政黨主義と人格主義の折衷案——選舉區の問題

第三章 實例より見たる比例代表制の効果

一〇

獨逸新憲法による比例代表選舉——その投票用紙——當選者の決定——英人ハムフレイ氏の批評

第四章 比例代表制度實行と政治的向上

二七

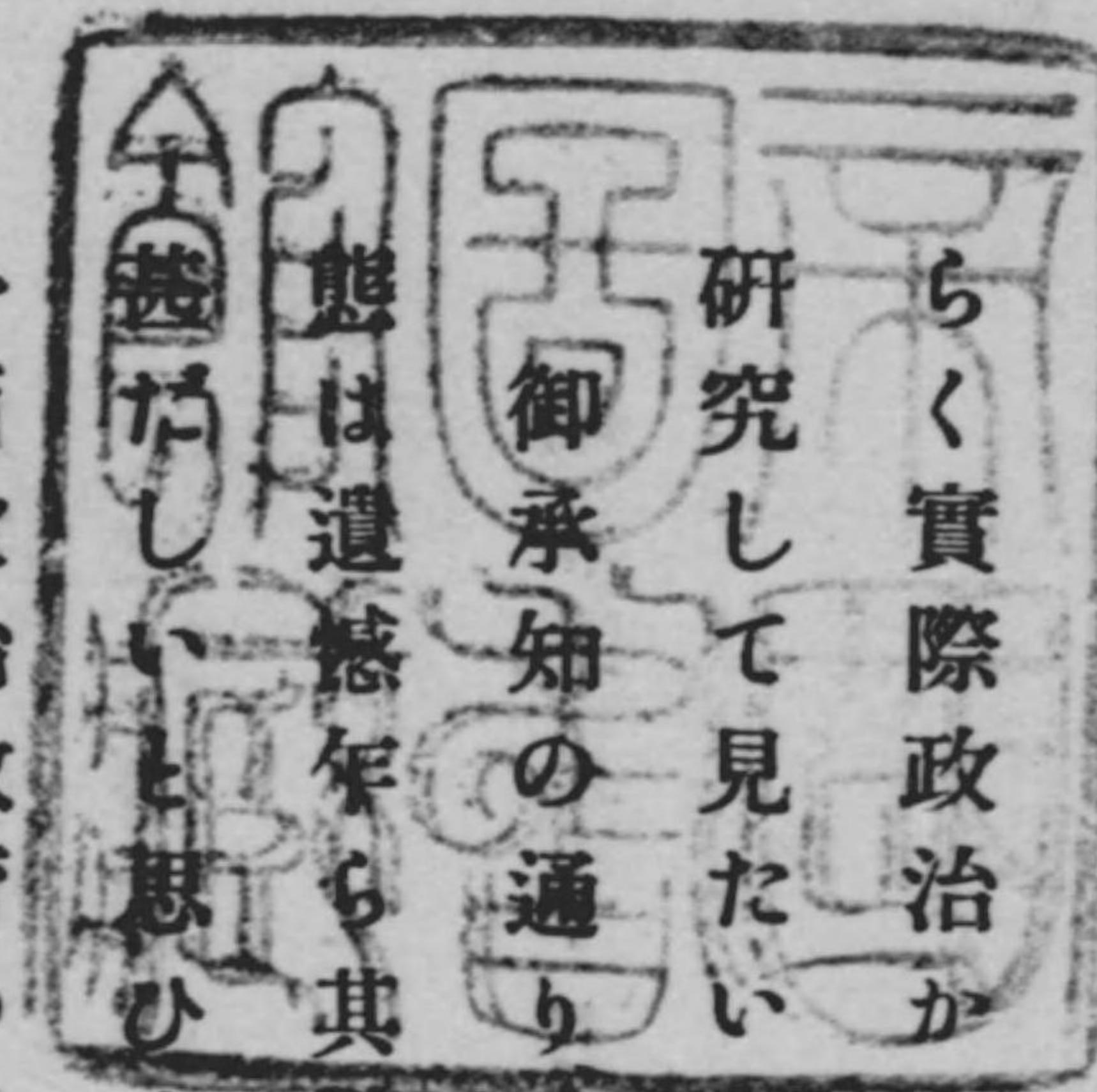
デモクラシー政治の實現——政策本位による政界革正——有爲の大人物輩出——選舉の平穩と棄權者の減少——危險なる革命運動の阻止——政治教育の必要を痛感せしむ

【附録】 サレーユの比例選舉論

三三

はしがき

私は、本年一月、代議士の立候補を中止致しました。夫れは、暫らく實際政治から遠ざかり、靜かに我國情に副ふ政治機構に就いて研究して見たいと考へたからであります。



御承知の通り 我國の政治は英國の模倣であります。昨今の弊病は遺憾年々其弊害のみを輸入した様で、特に選舉に於て其の弊害が甚だしいと思ひます。買收、疑獄、是等の弊害に對しては、私共は一面政治教育の徹底を計り、國民の自覺を促すと共に、他面に於て我國獨特の政治組織を案出する必要があると思つて居ります。

私は、此目的の爲め、凡ゆる調査研究に不斷の努力を拂つて見たいと思つて居りました處、去る五月から、計らずも、餘儀なき事情

一

のため、東京時事新報社の經營を引受けた事になりましたので、日夜劇務に追はれ、心ならずも自信のある調査が出来ません。之は誠に殘念に思ひます。

本書の如きも、未だ完全なるものとは固より申されませんが、皆様が政治研究の上に於て、幾分なりとも御参考になれば幸甚であると存じまして、敢て世に問ふた次第であります。

昭和七年十月

武 藤 山 治

如何に比例代表を實行するか

第一章 比例代表制度即行論

我國に比例代表制を實施すべき特殊理由

大正十四年、即ち今から七年前、吾邦には普通選舉法が實施されて、吾邦の立憲政治は形式上、從來よりも合理的なる基礎の上に立つことになつた。當時選舉區改正及之に關連する比例代表制度の採否が問題となり、此二問題に付て政治家學者の間には多くの所説が披瀝され、比例代表制度の研究が紙上に發表され、世人は既に比例代表制度の如何なるものなるかに付ては多く教へられてゐる。而して此二問題中、選舉區問題は中選舉區制を採用することに決定されたが、比例代表制はもう少し研究して見るといふことになり實施される運びに到らなかつた。

比例代表制度の主張者の主なる理由とする所は、言ふ迄もなく、各種の政治上の勢力、就中各政黨を公平に議會に代表せしめんとするに在る。則ち、舊來の多數代表主義の選舉法では、社會に於ける實際政治

上の勢力と、國會に於ける各派の勢力とが均衡を失し、國會の多數黨は、必ずしも國民の間の眞の多數黨でなく、又は少くとも其眞實の勢力よりも不釣合に多數を占めて居る。例へば、二百五十七萬八千票を獲た甲黨は四〇一の議員を當選してゐるのに、二百四十五萬五千票を獲た乙黨は、僅かに二六八の議員を當選し得たに過ぎぬが如き、更に極端な例を擧げると、五百五十六萬五千票を得た甲黨が三四七の議席を得、二百六十八萬三千票の乙黨は僅か六四の議席を得たに過ぎぬが如き實例が諸外國にて屢々實驗されたのである。故に斯る不合理を矯正して、國民の間に保持してゐる眞の勢力と、議會に代表せられてゐる勢力を正確に比例的ならしめようとすることが、比例代表制の主たる理由の存する所である。歐洲の諸國が選舉に比例代表制を探るに到つたのも此理由に基いて居るのである。然しながら英、米、二國の如き二大政黨政治國に於ては、未だ比例代表制度の採用を見て居ないのである。殊に英國の如きは、自由黨が夙くに此れを主張して居るに拘らず依然として小選舉區制の下に反比例的な多數主義選舉を行つて居る。之は比例代表法は理論上は完全な制度であつても、實行上に手數を要し、且つ從來の永き傳統を破つて新制度を採用することを欲せざる英國民の特性に依るものと言はれてゐるが、一面から見れば、英國の政治は、よし比例代表制度を採用せずとも、人間本位といふ政治的根本義に即して比較的立派に行はれてゐるから、斯る細かな面倒な形式や、制度を採用せずとも、國民は満足し得るからである。

然らば吾邦に於ては如何であるかと云ふに、單に議會に於ける代表が國民の眞の勢力と相比例しないと

いふ點から見れば、從來の選舉法は必ずしも堪へ得ざる程の極端な不公平を齎らしてはゐない。之は後に詳述する通り、第十二回（大正四年）第十三回（大正六年）の大選舉區制下に於ける總選舉にも、第十四回（大正九年）の小選舉區制下の總選舉に於ても、亦第十六回（昭和三年）の中選舉區制下に於ても、殆んど同様に認め得る事實である。學者は、之を評して合理的な基礎があつて得られた結果ではないから、全く偶然に過ぎないと言つてゐる。今後は如何なる結果を招來するやは保し難きも、最近の昭和七年二月の總選舉の實績に付て見るも、前例と餘り違はず各政黨の勢力は相當の程度にまで略公平に代表されてゐるのは事實である。故に斯る計數上に現はれてゐる事實だけから見れば、比例代表制第一の長所たる形式的方面からは、今日、特に比例代表制度を實施するほどの必要は事實上無い様である。従つて吾邦に於て、今日比例代表制の實施を必要なりとする所以は、歐米諸國に於て一般に主張されたる前記の如き理由とは相異のである。日本に於て比例代表制の實施を主張する所以は、比例代表制實施の結果が齎らす所の政治上の諸種なる利益と改善を目的とするにある。

目的十ヶ條

比例代表制は、國民の意志に従つて、各黨派をして公平に其得票數に比例して議席を分配し、議會政治の公正を來すといふ所に其本質的な效果があるのであるが、それに伴つて生ずる利益として歐米并に吾邦

に於て識者の間に認められてゐる點は、（一）選舉運動の腐敗を矯正すること、（二）投票の不公正を改むること（三）政黨及選舉民の獨立と廉潔を育むこと、（四）有識有力なる獨立候補者の當選を容易にして議會の智能、道德兩方面の水準を高めること、（五）選舉を平靜に紳士的に行はしめるること、（六）國會議員をして國中に在る色々なる意見を公平に代表せしめる事、（七）選舉民の多數が支持せぬ政黨に依つて議會の多数議席が無理に獲得されざること、（八）選舉人の投票が無駄に行使されぬ事、（九）政黨間に國民政治教育の必要を感じさせる事、（十）國民一般の政治教育及社會教育を發達させる事等十ヶ條である。

即行論の三大主眼點

右の如き利益や政治上の進歩が比例代表制の下に於ては求め得られるのである。然るに從來の選舉法下に於ては、よし吾邦に於ては、偶然にも比例代表制度の形式的長所は實現されて居るとは云へ、それが素々合理的組織の下に生じて居るのではないから、所謂比例代表制度の實益たる前記の如き改善が起り得ぬことは、吾邦政界從來の有様に依つて明かである。則ち比例代表制度を吾邦に今日實施すべしと主張する狙ひ所を要約すれば（一）選舉界の腐敗を廓清して政黨政治の淨化に資する制度として、（二）選舉を合理的的たらしめ投票の有效と選舉民が政治に對する眞剣味を持つに到る制度として（三）政治教育が國民の間に振興普及するゝ制度としてである。

政界淨化策としての比例代表制

素より比例代表制度と雖も、完全無缺の制度なりとは云へないのであるが、只從來考案され實施せられた制度中では最も缺點の少ないものである。故に多少の缺點はあつても、現在では此制度が最良のものであると云ふも不合理ではない。比例代表制に反対する者は此制度の有する缺點を或は過大視し或は缺點にあらざる所をも缺點として之が採用を阻止せんとする。しかしながら唯注意すべきは、比例代表制實施の價值や實施の方法手段に付ては其國々の國情や政界の有様に依つても大に異なるものがあるから、吾國は吾國の實狀に照らして、吾國に最も適合し所期の實績を擧げ得る所の比例代表制を採用すべきである。

比例代表制度の理論的價值や歐米諸國に於ける實施の有様等に付ては、既に研究發表され盡して居る。殊に歐洲大戰後歐洲諸國が争つて比例代表制を採用するに及び我國に於ても比例代表制を採用せんとする實際的傾向が明らかに現はれ、既に普通選舉の實施に當り、政府が法制審議會に於ける選舉法改正審議の際に、國民に依て愛想盡かされて來たのである。今は實に吾國の政黨政治をして合理的組織に依て改造し、零に採用せられることを希望す」といふ決議に終つたのである。

然るに今や吾邦政黨政治の腐敗墮落は先づ選舉界の腐敗墮落に始まつて、愈々其崩壊を見んとするまでに、國民に依て愛想盡かされて來たのである。今は實に吾國の政黨政治をして合理的組織に依て改造し、

根本的に其の淨化を來たすべき凡ゆる方法を實施すべき時である。茲に比例代表制の研究を發表する所以は、前記せし觀點よりして、如何なる比例代表制度を以てすれば、現代の國家的要望なる政界の廓清を起し得るやの實際的建議を爲し、此例代表制を吾邦に即行するの急務を説く爲めである。

普選の延長としての比例代表制

制限選舉法が改正されて、大正十四年吾邦に所謂、普通選舉法が實施され、有權者の數は約四百萬人から千三百萬人に激増し、從來よりも終三倍の國民が國會議員の選舉をする資格を獲た事は、それだけ吾邦の政治の合理化と進歩を齎らすことになった。然し普選にも種々の程度がある。吾邦では右の普選法に依て、新たに選舉權を有つものが激増したとは云へ、有權者は九千萬日本同胞中僅に一千三百萬人に過ぎないから、普選とは言ひ乍ら實は未だ一の制限選舉であるとも言へる。選舉人の數が少きため情實に捉はれ腐敗行為が行はれ易いから、むしろ文字通りの普通選舉にして全國民に選舉權を行使せしめたならば政界の普選法が生じることが出來ようといふ考へが、昔から普選建議の動機を成して、遂に大正十四年の春現在の普選法が生れた。然しながら選舉權を擴張するのみが民意を映じた善良なる政治を生むものではない。如何にせば現在の選舉制度たる多數代表主義下に生じつゝある弊害を矯正すべきであるか、其實際的方法を工夫し實行することが肝要である。比例代表制度は既に識者に依つて現行の多數代表主義下の政弊

を矯正することの出來る唯一の合理的制度なりと認められて居る。而して過般來法制審議會に於て、

- (一) イギリス流の單記移譲式を用ふるか大陸風の名簿式を採用するか
 - (二) 名簿式を用ふる際は如何なる組合せに依るか
 - (三) 選舉區制を如何にするか、即ち府縣を一選舉區となすか數府縣を聯合するか
 - (四) 重複選舉制を探れば二重選舉區制とすべきや又ドイツの如く三重選舉區制を探るか
- 等に付選舉界の實情、國情を參照して研究中であつたが、大體ドイツ風の名簿式比例代表法を採用すべしと云ふ意見が優勢なるかの如くであつた。其方法としては二重選舉區制を探り第一次選舉區を府縣とし、其上に全國を單位とする國選舉區を置く、而して各政黨は選舉期日前に候補者名簿を提出し選舉民は政黨に對して投票し一定の當選標準數に達せるものを當選者として端數投票を全國を一選舉區とする國選舉區に送りて各黨候補者にして當選標準數に達せざる者に與へて當選を可能とせしむるといふのである。果して如何なる具體案が議會に提出されるかは未定であるが、以下、胃頭に述べたる(1)選舉界の腐敗を廃止する事、(2)國民一般をして政治と選舉に眞面目ならしめる事、(3)政治教育の普及を來たす、に最も効果ある所の制度をば普通の延長と充實策として發表し、來るべき選舉法改正に先んじ一般の研究に資したいと思ふ。

第二章 比例代表制度の實行方法

單記移讓式と名簿式

比例代表選舉の方法には極めて多くの種類がこれまで考究されて居るが、大別すると二種類になる。一は單記移讓式比例代表法で、他は名簿式比例代表法である。

單記移讓式比例代表法とは各選舉人が個々の候補者に對して投票し其投票は一名を選出するのである。然し選出せんとする候補者が既に必要數の投票を得た場合（必要數とは當選標準數であつて比例代表制では選出議員數一選舉區に於て二名ならば、其候補者は投票の三分の一以上を、選出議員三名の場合には四分の一以上を、四名なら五分の一以上を得ねばならぬといふ風に當選標準數が定められる）とか、到底當選の見込なき得票數なる場合には、其投票を自己が欲する第二位の候補者に移讓し得るのである。この場合何人に移讓するかは投票人が投票用紙に記載されてある候補者名に順位の番號を記す自由が與へられるのである。

名簿式比例代表法とは、選舉の期日若干日以前に各黨派から候補者名簿を提出せしめて、選舉人はそれ等の名簿の何れかに投票するものとなし、各黨派の名簿がそれく如何程の投票を得たかを計算し、其得票數に比例して各黨派から出すべき議員數が定められるのである。而して各黨派の候補者の中、何人を當

選者と爲すかは名簿届出の際に豫め順位を附して届出でしめ、其順位に從て第一位の者から順次當選者たらしめるのである。

以上二種の比例代表法にも細目に就ては種々なる變例や方法があり、選舉の結果に付ても多少の差異が生ずる。選舉區の廣狭、并に一選舉區の餘剩得票を更に大なる選舉區或は一國全體の國選舉區を通じての候補者に移讓するが如き方法等がある。

政界淨化に有效なる強制名簿式

然しながら選舉界の廓清の爲めに又比例代表の實を最も科學的に擧げ得る方法として、今日學者間に大體意見の一對を見て居る制度は、名簿式比例代表法中の「強制名簿式」或は「純拘束名簿式」とも稱せらるゝ方法である。則ち此名簿式投票法に依れば、選舉人は各黨派から提出した候補者名簿の何れかに何等の變更も加へず其儘投票すべきものとさるゝのである。つまり選舉人は候補者の選定に付ては全然名簿に記載せられたる所に拘束され少しも自分の任意の選定を交へる餘地を持たぬのであるから「強制」若くは「純拘束」の名が冠せられるのである。此方法では選舉人の權利は唯何れの黨派に賛成するかの意思を表示することのみに限られ何人が當選人となるかは各黨派自身の選定に依て定り、選舉人はその選定に付ては何等の權利を有たぬことになる。而して此強制名簿式比例代表法が選舉界の時弊を救濟する適當なる方法で

あるといふ論者は、次の如く其理由を列挙してゐる。以下之に就て紹介説明しよう。

強制名簿式の長所

第一、此制度は候補者の選定及び其當選者となるべき順位を各黨自身に一任し選舉人は唯何れかの黨派を選んで之に投票するのみであるから間接選舉の長所を取つて、しかも其短所を除いたものと謂へる。

抑も選舉に於て最も憂へられる事は、幾萬人といふ多數の選舉人の不眞面目なる投票に依て當選人が決定されることである。間接選舉は此弊を救はんが爲めに少數の委員をして議員を選出せしめる方法であるが、其結果は議會が國民代表の機關であるといふ性質に反することになる。名簿式強制比例代表法は當選人の決定を多數の一般國民の投票に依らす少數の有力者に之を一任するものなるに於ては、間接選舉に類似して其長所を取るものであるが、之と同時に一般の選舉人は全然選舉を委員に一任するのではなく、各黨派に投票すると同時に其黨派の候補者にも投票することになり直接選舉の長所をも併せ有する。

第二、此方法は選舉の意義を明白にし選舉の結果に依つて輿論の趨向を明にすることの目的を達するに適當である。則ち從來の選舉法の如くに選舉人が任意の候補者を選んで其人に投票することであれば選舉は主として人と人との争となつて黨派の如何に重きを置かれない傾向を生じ易い。選舉を爲すに當て人物本位たるべきか黨派の政策本位たるべきかは往々問題とせらるゝ所であるが、それは選舉の種類に依て異なるべきもの

で、多くの場合には人物本位が當然であるが、唯衆議院の選舉に在ては外の場合は異り必ず黨派の政策本位を憲政の常道とすべきが至當であるといふのが、是制度に依り選舉界の腐敗と不公正とを改めんとする學者の意見である。

第三、此方法は選舉人をして投票に眞面目ならしめ棄權者を少くする利益がある。

從來の選舉法では投票の價値が甚だ不明であつて多くの場合には投票をしても、すると否とに拘はらず其結果には何の差異も無い事があり、少くとも自己の行つた投票が如何程の効果を有ち得るかは投票の際には全く不明である。又從來の選舉法では一選舉区内に現はれた候補者中一人も自分の希望する人物が多い場合が多い。斯る制度の下に於ては多數の選舉人が選舉に冷淡になることは避け難い。

第四、此方法は政黨を向上せしめ政黨の争をして眞に主義政見の争たらしめることに有力なる刺戟を與ふるものである。

第五、此方法の最も大なる長所としては選舉費用を減少し選舉界の腐敗を一掃することに大なる效果を與する。則ち從來の選舉に於て總ての腐敗の最も大なる原因を爲した事は選舉が個人と個人との競争であることであつた。若し之を改めて黨派と黨派との競争となれば、各選舉人は人に投票するのでなく、黨派に投票することとなるから、選舉運動は從來よりも公明正大となり其費用も遙に少額を以て足る。

第六、此方法の長所としては其簡單明瞭なことである。

強制名簿式の缺點

一四

之等の諸點に於て此名簿式比例代表制度は吾邦選舉界の廓清上現在、將來共に大に有效なる制度なりと主張されてゐるが、只名簿式は全然人格主義を無視して餘りに政黨主義に偏してゐると言ふ重大なる缺點がある。特に、強制名簿式は前述の如く選舉人が候補者の選定は全然之を黨派幹部の選定に委せる結果、人物を選択するといふ自由が與へられないものである。

單なる理論や科學的考察よりすれば、黨派本位を憲政の常道と爲すべき事であるが、吾邦の如き腐敗せり成政黨が存在する國に於て、俄然全く黨派本位なる此制度をそのまま実施する時は、餘りに政黨本位に拘束される事になる。現に獨逸の如きは此名簿式強制比例代表制度を布いて戰後の大困難に處し、全國を三十六區の大選舉區に分ち六萬票を以て議席獲得の標準得票數と爲し、餘利又は過少の得票は之を國選舉區の全國投票名簿に在る各地方選舉區で當選せざりし候補者に分配し、其結果獨逸の名外相ストレーマン氏が當選して、祖國の爲に大役を盡すような好結果も得られるが、政黨本位で名簿が作製され新人が政界に進出せんとしても名簿中順位が極めて下におかれらる爲めに（ストレーマンの如き大人物が辛うじて餘利得票、言はゞお餘りの投票で當選したといふ如き）當選の機會が少くなる。之が爲め今日獨逸では此名簿式強制比例代表の改正を要求する聲が次第に高まつてゐる様な次第である。然し獨逸で改正を望む

所は比例代表制そのものでは無て餘りに拘束的なる黨派本位の方法そのものなのである。

そこで、吾邦に於ては、今少し選舉人に候補者の選擇上の自由を與ふる方が既成政黨の黨派的偏倚を緩和し新人物の政界へ出でしめ、且つ新政黨の樹立を容易にして、政界に新興勢力を造り出す所以ではなかろうかと思はれる。

英國が強制名簿式を避ける所以

英國に於ても選舉法の改正が叫ばれてゐるが、未だ嘗て此獨逸式名簿比例強制法を提議されたことがない。それは英國の如き政黨の腐敗なく國民の政治思想が進歩して居る國でも、此名簿式強制比例代表制は黨派本位となり過ぎる缺點を恐れてゐるからである。然し此制度が國家多事の際の如き最も能く民意を代表し選舉一致的に國策を遂行する上有効である事は認められて居るのである。そこで英國に於ては選舉法の激變を避け、今日では、本章の冒頭に掲げた第一種の比例代表法たる單記移譲式比例代表法を採用せんとする意見が最も盛んである。英國の如き政黨が惡事を爲さぬ國に於てさへ、又政策本位で國民が投票する國に於てさへ、餘りに政黨本位となる強制名簿式比例代表制は拘束的であるとして排斥されるのである以上、吾邦の如きは、誰でも彼でも政黨が勝手に順位を附して登簿した候補者を順位番に依つて當選せしめるといふ強制法は之を改正して、選舉人が順位を附する自由を持つ様にするのが當然である。斯くて

るときは、政黨は自然に時代の興論や思潮に鑑み相競つて公衆が後援する様な新人物をば立候補せしむることになり選舉人はそれ等の中から、更に自己が所屬し後援せんとする人物に順位を附して或黨派に投票するようになる。則ち斯くする時は選舉人は先づとの政黨の政見政策に賛成すべきかを決定し、次に其黨派内に於ける善良なる人物を代議士として當選せしめる自由を有することになるのである。

配合法と不規律自由法

學者の研究に依ると、右名簿式強制比例代表制度に於ける選舉人の不自由を緩和する爲めに「配合法」并に不規律自由名簿法といふ二法が工夫されてゐる。

第一の配合法は瑞西聯邦、瑞典、佛蘭西等に行はれ、

第二の不規律自由名簿法は公共團體の議員選舉等に諸外國で採用されたが國會議員の選舉に於て之を採用するものは稀である。

然し以上の二法共に吾邦に於て採用するには不適當であると思ふ。

即ち「配合法」に於ては名簿式投票用紙に就き、其中の或候補者名を抹消し自己の欲する他の黨派の候補者名を記入せしめるもの、或は種々の候補者名簿より其欲する候補者を選び出し、之を白紙投票用紙に記入せしめるものの二つである。斯の如きは選舉民一般の智識低き吾邦の選舉界に於て、徒らに手數を要するものは稀である。

する方法であるのみならず、此種の自由は選舉が黨派の政策を基礎として行はることを前提とする名簿式比例代表法の根本主義とは明かに矛盾する。

第二の不規律自由名簿法に依ると、選舉人は種々の名簿から自由に候補者を選び之を組合せ得るのみならず、何れの候補者名簿にも屬せざる候補者をも其投票用紙の上に記載することが許される。蓋し此方法も要するに選舉人の自由を尊重することに歸着するのであるが政黨政治の發達した時代又は政黨政治を向上發達せしめんとする時代に於て中立的候補を選舉人が任意に投票用紙に加へる事は中立候補といふ如き者の存在を認むべきでない理由からも亦徒に選舉手續を複雑ならしむる點からも適當なる方法ではない。

最良案は政黨主義と人格主義の折衷案

要するに前記の名簿式強制比例代表制度並に單記移譲式比例代表制度は何れも極端であつて、寧ろ其等の長所たる政黨政策本位と人物選擇の自由とを折衷し、相一致せしめる所の方法即ち

一、選舉人は先づ政策の如何を考へて先づ一定の黨派を撰び

二、次に其黨派が配列したる候補者名簿に付當選者を定め得る自由を持つ

所の方法こそ適切なものと言ふべきである。斯くすれば選舉人は常に先づ政黨の政策を第一に考慮して政策本位の選舉を爲すに到り、次に其政策を遂行せんとする政黨内に於ける、人物を選擇して政治の衝に當

らしめる事が出来る。而して政黨は既成政黨に限らず、定數の有志選舉人が相聯合して任意に或る團體を組織して候補者名簿を届け出づるを得せしめるから、新黨の樹立も出来るのであり、斯くして既成政黨をば内部より改良し、又既成政黨以外に新らしく新興政黨を編成することに依り、外部より政黨政治の更新を期することが出来る。

選舉區の問題

次に選舉區の問題であるが、選舉區は第一次選舉區（定員五名乃至十名）の大選舉區と爲し第二次選舉區を全國を一選舉區とする國選舉區と爲す二重選舉區制度を採用する事が、前記の折衷的比率代表制度を有らゆる方面より、最も能く運用せしむるものである。

比例代表制度が小選舉區に於ては行ひ難き事は事實であるから問題は現在我邦の如き中選舉區（即ち一區より定員三名—五名を選出するもの）に於てするか或は更に人口範圍を廣めたる大選舉區制を探るか若くは全國を一選舉區とする所謂國選舉區制を採用するかである。

而して此選舉區決定の問題は、名簿式強制比例代表に依り全然政黨本位のものを以てすれば全國を一選舉區とする國選舉區制を探る事が最善であるが、之に人物探擇の制度を加味する場合に於ては、全國を一選舉區としては選舉人は人物の取捨選擇に困る、從て此目的を達することは出來ない。又現在の如き一

区より二名—五名の定員を撰ぶ中選舉區制では、人物を撰び出すに區域人口から言つても狹過ぎるし、第一次選舉区内に於て餘剩若くは過少の得票をブールする爲めにも範圍が狹少に過ぎるから、選舉區は之を現在の二倍乃至三倍の程度に擴張した大選舉區と爲す事、而して此外に第二次選舉なる國選舉區を制定して第一次選舉区内に於て残されたる過剩又は過少投票は之を國選舉區を通じての未當選候補者にブールすることにする事が必要であると思はれる。

されば第一次選舉区内に於ては先づ同選舉區の各選舉人は出來得る丈け一定の政黨政派内の第一流人物に對し順位的に投票することが出来る。之は全國を通じて第一次選舉區に於ては皆然りである。而して各第一次選舉區に於ては既に夫々地方の人物が順位附けられて投票されて居るのであるから各選舉區の餘利若くは過少得票は、之を全然國選舉區を通じての（第一次選舉區を全部合したもの）未當選候補者へ配給することが出来、總べての選舉區の投票は茲に殆んど皆活用されることになるのである。言換へると第一次選舉區に於て夫々有効に使はれたる殘餘の得票は國選舉區の未當選候補者の得票不足を補填して當選標準數に達せしむるために現はれるのであつて、全國の投票は政策と人物とを具有する政黨政派の候補者の爲め相互扶助的に活用される。又此制度に依れば地方的にも亦全國的にも國政上大貢献を爲し得る人物を選出することが可能であつて、時代が要求する所の大人物の政界進出を可能ならしむるものである。

第三章 實例より見たる比例代表制の效果

獨逸新憲法による比例代表選舉

獨逸ワイマークの新憲法下に行はれたる第四回の總選舉の實例は、前章に記述提唱せる所の比例代表制度運用の効果並に改良點が那邊にあるかを示すに最もよきものである。

一九二八年五月二十日(日曜日)に獨逸では第四回の總選舉が名簿式強制比例代表制の下に行はれた。投票時間は午前九時から午後五時迄の八時間であるが、柏林の實況報告に依ると、此日朝來降雨頻りであつたが投票成績は頗る良好で、一時間の投票數平均一二〇票である、極めて秩序能く整然として行はれ、何等の事故も發生しなかつた。

又、得票の計算並に發表共極めて敏速で、全國選舉の結果は、翌日月曜日の午後に判明し水曜日には官報紙上に公式發表されたのである。

而して此比例代表制による總選舉の結果を六大主要政黨別に記載すると次の通りであつた。

總選舉の結果(表一)

黨名	得票數	取得議席數	得票に比例する議席數
獨逸國民黨(保守派)	四、三八〇、四一二	七三	七三
人 民 黨(自由系保守派)	二、六七七、八八七	四五	四五
中 央 黨(舊教派)	三、七〇九、八八七	六二	六二
民 衆 黨(自由派)	一、五〇一、六三六	二五	二五
社 會 黨(勞働派)	九、一四四、一五一	一五二	一五二
共 產 黨	三、二五九、六四三	五四	五四

右表は最も明らかに比例代表法に依つて得票數と取得議席數とが全然比例した好成績を示してゐる。則ち各政黨は正確に在野の實勢力に比例して議會に代表され得たのである。

又之を人物方面から見ても首相と成つた中央黨のマルクス、外相と成つて世界的名聲を擧げた人民黨のストレーゼマン、前回の社會黨内閣首相たりしヘルマン・ミューラー等何れも此新議會に議員として選出せられ得たのである。

斯くて此總選舉は最も能く名簿式比例代表制度の長所を示したものと言ふべきである。

比例代表の投票用紙

此實例に依つて先づ名簿式強制比例代表選舉に使用さるゝ投票用紙が如何なるものであるかを示そう。

獨逸の投票用紙の實例(表二)

國會議員選舉 ポツツダム選區	
1	獨逸國民黨
2	人中
3	共產
4	社會
5	民主衆
6	
6a	
8	
9	
10	

大體以上の如き形式のものであつて（一）各政黨は自黨の候補者を定めて名簿を造り其名簿に番號を附す即ち各政黨名簿は所定の番號を有す、其政黨番號が右投票用紙に印刷されてゐる左右の番號である。（二）從て選舉人は此番號で代表されてゐる各政黨、右方の○の中へ×印を附することに依り其政黨を選ぶことになる。（三）各政黨名の下は各政黨候補

者名簿の主位に置かるゝ四名の候補者の姓名が印刷されてあるのであつて誰を主位におくべきかは各選舉區の政黨支部が之を決定する。

當選者の決定

而して各政黨は自黨に投せられたる六〇、〇〇〇票毎に一議席を取得する、一政黨が斯くて議席二つを取得する時は名簿に記載されてある候補者中主位より數へて二名が當選することになり、議席三つを得れば第三人目まで當選する、以下同じである。

候補者は各地方支部で證考し、之を同選舉區の中央委員會に送り、中央委員會は、各地方支部の立候補者總會に於て各候補者を定め名簿を各選舉區毎に作製する。此選舉區は即ち前章に述べた第一次選舉區で、獨逸に於ては全國を三十六第一次選舉に分つてゐる。尙此第一次選舉區の外即ち第一次選舉區名簿以外に各政黨は、其全國委員會に於て全國的候補者名簿を作製する、則ち全國を一選舉區とした國選舉區用名簿である。此國選舉區並に國選舉區用名簿は、前章に述べた通り、得票活用の爲めのものである。則ち第一次選舉區に於て一政黨が六〇、〇〇〇票以下の得票數なる時又は六〇、〇〇〇票以上を得たる場合に於て斯る不用得票をば政黨毎に全國的に之を集め、其總計六〇、〇〇〇票毎に各政黨は議席一ヶを得ることになるのである。

此國選舉區制が重要なことは此獨逸總選舉に於て、二十五名の議員を得た民衆黨は、其内の九名は此國選舉區名簿に依つて當選したのであり、ストレーゼマンの如き大人物も亦人民黨の國選舉區名簿の主位者として選出せられた事實に依つて明かである。

英國の比例代表法研究家ジョン・ハンフレイ氏が、此獨逸比例代表選舉の實際を獨逸に赴いて實地研究した所に依ると、若干の非難はあるが此種の比例代表制が獨逸に於ては最早確實に有効のものであり、比例代表主義を繼續することは動かすべからざるまで一般に其價値を認められてゐるとの事である。

獨逸の比例代表選舉に對する非難

獨逸の強制名簿式比例代表選舉は、國情激變に際して行はれた故に比較的好成績に終つたのであるが、之に對しては矢張り相當の非難が起つてゐるのも事實である。それは、一つには初めての選舉ではあり、又二つには強制名簿式其ものがもつ欠點から當然生ずるものである。

さて右に關して、ハンフレイ氏は次の如く言つてゐる。

「非難の聲を聞きたるはむしろ些細なる事項に對していあつて、

(一) それは極めて小數なる黨派が立候補したるに對してそれ等の小黨に投票せし者少なくして議席數に達せずその投票が無効となりたる事であるが、其數は全投票數の僅かに四分であつて、多數選舉主義下に無

役となる巨數の投票に比ぶれば九牛の一毛たるに如かないから問題ではないとして、

(二) 今一つの非難は一選舉の範圍が過大であつて多大數の選舉區有權者數が百萬人以上に達するといふ事である。

此非難は凡て地域が餘りに廣く、立候補者が多過ぎて選舉人が取捨に困難を感じ政黨々立候補者の側から見れば運動上不便多きこと等に因るのではないかと思はれる。」と。

要するに、之に對する非難の聲は繰返して言へば、最初の比例代表選舉として當然有するものであり、又、名簿式其ものが持つ所の欠點から生ずるものであつて、何れにしても此比例代表強制法中に人物本位を加味する點から言へば、選舉區を過大にすることはよくない。

之れ則ち前章に於て、吾邦の大選舉區をば一區五人乃至十人の定員とするとの必要を述べた所以であつて、獨逸に於ては前記せし如く當選標準數が六萬票であり、一選舉區有權者數百萬人とすれば一選舉區の定員は十六人餘となる譯である。

ハンフレイ氏は更に、

「然しながら此獨逸總選舉の結果、最も廣き方面から、一般に非難が出たのは

三投票の方法に關したものであつた。

則ちそれは、選舉人は唯政黨の名簿番號に對して投票するに過ぎずして、候補者に對して投票するので

はないと言ふ事であつた。之が爲めに今や此比例代表制度をば、單に政黨のみならず、候補者に對して投票し得る機會を選舉人に與ふべきものに改良することが必要であるといふ要望が一般に起つて來たのである。」と

即ち前章に述べた折衷案が最も妥當なる所以が實証された譯である。

英人ハンフレイ氏の改革案

人格主義を基調とする人物選擇の方法を、此名簿式強制比例代表制に加味するの要望は前記獨逸の實例と實績に徴しても如何に必要であり痛切であるかが判明した事と思ふ。

ハムフレイ氏は此獨逸に於て實驗せる非難に對して其改革方法に付いて次の如く述べてゐる。
「此候補者選擇に關する非難は比例代表主義を毀損せずして、此制度を改良する事が出来る。現にアイルランド自由國に於ては單記移譲式比例代表法を實施して居るが、選舉人は候補者よりも先づ第一に政策と政黨を撰び、次に候補者を撰ぶ、則ち單記移譲式比例代表制では候補者リストに(1)(2)(3)等の順位を附する制度であるが、選舉人は唯之を行ふのみならず政黨と政策を選ぶ事にも重きを置いて投票してゐる。」と、事實上、我邦に於ても、斯くの如く選舉人が人物と同時に政策政黨を選べば、勿論單記移譲式でもよいが、吾邦選舉界の實情に照しては、やはり名簿式比例代表制度と單記移譲式とを混合したる制度(前章参照)を採用するを以て最可なりと信するものである。

第四章 比例代表制度實行と政治的向上

次に問題となるのは、比例代表制を實施する結果、直接間接に、如何なる點に於て、どの程度まで政界の改革並に國民の政治的向上が望まれるかと言ふことである。これについては大體次の様なことが言へるであらう。

第一 真實なるデモクラシー政治の實現

多數の意見は決して全體の意見ではない、少數の意見を犠牲にして全體を代表してゐるに過ぎない。又多數の意見が必ずしも實明なものでもない。男女共存の社會に於て、強者たる男子の意見のみで、弱者たる女子の利益幸福を無視した政治を行ひ、女子の意見を代表せぬ代議機關が完全なものでないと同様に多數の意見で少數者の正しき意見や要求を壓迫することは、少數が多數を壓迫すると同様亦不正な事であつたのは之が爲めである。而て未だ比例代表制を布かざる國に於ても、何れも多數政治の弊を痛感し初め夫々比例代表制度の研究と採用の準備をしてゐる。英國の如き夫れである。佛國では一時比例代表制度を採用し之を短期にして廢止したが、之は佛國に於ては既に群少政黨組織に依り、常に妥協的に政治が行は

れて來たが、比例代表制の結果、更に多くの群少政黨が出來、同國特種の國情として、運用困難となつたので之を廢止したのである。然しながら、之は佛國特殊の事情に依るものであつて、此一例に依つて比例代表制度の理論と實際的價值とを否定することは出來ない。比例代表法の齋らす本來の效果は、實に理論的にも、實際的にも、正義に合する合理的なデモクラシーを眞實に政治に實現する制度であることにある。

第一 政策本位による政界の廓清

比例代表法は、既に述べたる如く、選舉を政策本位に行はしめる最も有效なる方法であり、買收を少くし選舉界を廓清する。就中、前述の名簿式比例代表法の如きは黨派の存在を前提として選舉を行ふものであり、各黨派の得たる票數を基礎とし、一定數毎に各黨派に對し、比例的に議席を分配するのであるから買收の効果を少くする、則ち從來の様な個人本位の競争に當然伴ふ投票買收を原因とする種々の弊害、例へば政黨の領袖と營利會社の不正はある關係、或は其他の個人的買收が殆んど無くなる。それは、投票を買收してもそれが確實に専ら自己の利益に役立つとは限らぬからである。又政黨としても、從來の如く個人的買收の力が無くなり且つ政黨として一名の議員を増すには標準當選數といふ巨數の票數を買收せねばならぬから、買收行爲を困難とせられる。

第二 有爲の大人物が確實に當選し得る

比例代表制度殊に前述の名簿式比例代表制度は、各黨派に於ける最も有能なる人々に對し議席を安全に保障する外、在野の高材逸足な人物も、政黨に加入すれば、當選し、議會の水準も勢ひ高まる。比例代表法に於て選舉の中心となるものは政黨の政策、政見であり又何れの候補者も一定の當選標準數に達しなければ當選しないのであるから、政黨でも他黨に敗けぬ有力な人物を立候補するし、又斯る人物であれば、政黨は、從來の如く金錢的勢力に依らず、其人の力量を買つて立候補せしめるであらう。

白耳義の實例に就て見るに、其比例代表法を採用したる後の第一回の總選舉に於て、議會に選出された議員の素質は、其以前の十年乃至二十年間に行はれた何れの總選舉で選出された議員の素質よりもよく、第一流の人物を最も多く擧げることが出來た。殊に此特徴は少數黨である自由黨に於て、最も明白に現はれたのである。又瑞西の例に就て見るも、比例代表制採用に依り、多數代表法のため不都合にも政界から驅逐されてゐた有能なる領袖を再び當選せしめ得たるのみならず、人格的に尊敬すべき人々が選出され、又、少數反對黨の有能なる指導者を當選せしめ得たために、議會の智能的水準を高め得たのである。

第四 選舉を平穩にし棄權者を少くする

比例代表によると個人的な憎惡又は敵愾心が無くなり政黨又は政策本位に行はれる結果は、清新の氣が

選舉界に起る。現に獨逸の選舉に於ても前章述べたるが如く、極めて靜肅に熱心に行はれる。白耳義の實例に徴するも暴力を用ふる事全く無くなり、政見を以て争ふ事となり、個人的な人身攻撃が無くなつたと謂はれてゐるのである。

第五 危険なる革命運動を阻止す

英國の學者、フリーマン教授は「貴族階級を除外したる議會はデモクラシーの政治を行ひ得ず」と言つたが、之と同様に、國民中何れの階級でも除外する所の代議政治は眞のデモクラシーを實現することは出来ないのである。故に如何なる政見、主義政策を表明する政黨政派でも、國民が相當に之を支持するものであらば、其實勢力に應じて議會に其代表を出だしむる制度を採用することが、大調和の政治を實現せしめ、直接行動や革命の危険を無からしむるものである。佛國に革命的運動なきは各種の意見が群少政黨に依つて代表され來つた爲めである。

第六 國民の政治教育の必要を痛感せしめる

吾邦に公民教育や政治教育が近年勃興して來たのは、「必要は發明の母なり」の諺の如く、先づ普選制度が布かれた結果、政府を始め一般が斯る教育の必要を切實に感じ出したる爲めである。然しながら今日の多數主義選舉では、政策政見は第一として個人的關係に依つて選舉に臨む者が尙多數である。佛國の

學者サレーユは其比例代表論中に、佛國往時の選舉狀態を述べて「現時の普通選舉制に於て選舉民の三分ノ二は眞に自己を代表せざる者を選出するの止むを得ざるが如き實況なり、是世人が漸く普通選舉其者を輕侮せんとするの現由なり、抑も普通選舉なるものは表面上等しく萬人に有利なるが如しと雖も其實恰も經濟上の自由の如く單に之を壊滅せる輩を利するに止まる」と述べてゐるが、吾邦の普選は、比例代表制度を實施せざるが爲めと政治教育や經濟教育が不徹底であるため、未だ其實を結ばざる間に、今日非常な危機に會して居るのである。故に比例代表制度實施の曉は、國民の政治經濟教育こそ實際的必要となつて來るであらふ。

英國の政治家にして有名な政治學者であるミュアード博士は其近著に於て比例代表制を論じて「比例代表制度に於ては、選舉人其投票の徒勞に歸せざるを以て自己の良心に基いた、正直なる投票を行ふようになる。比例代表制度は各政黨をして到る處に教育事業を起すに到らしむる、之れ其黨派に參加する有權者の一票はすべて活用するからである。而し從來の如き選舉上の投機的機會や、投機的危險を除去し、政治家が眞面目なる政策遂行上の不安と危險とを一掃する」と。

普選に依つて吾邦の政治教育が促進されたと同様此比例制度の採用こそは、政黨並に政府をして一層の政治教育普及の急務を痛感せしむる動機となり、今後吾邦の立憲政治を、益々合理化した基礎の上に發達せしめる前提となるものとして、茲に其實施を望むものである。(終)

(附錄) サレーユの比例選舉論

(一) 比例選舉の主義(即ち理論)

抑も佛國に於ては實際よりも思想を重んじ制度は道理又は正義に適する主義に密着して始めて尊重せらる。主權に關する主義の四個の場合を論究せば

- (1) 箇人主權の觀念より論歩を發せば人民の直接政治に到着すべし、若し其實行を不可能なりとせば、彌縫策として最是に接近する比例選舉に依るべき結論を生ず。
- (2) (1)と出發點を等ふするも代議政體の主義を探らば、相異なる二個の代議政體に到着すべし(A)比例選舉に適するもの(B)比選選舉に適せざるもの足なり。
- (3) 國民主權を前提とせば立法事項に於ける比例主義に到着す。

由來選舉法の問題は如何にせば最確實に且つ最忠實に國民の意志を發表すべき機關を構成し得るかに存す可し。此目的を達せんが爲めには、多數主義、比例主義の兩者中何れが果して可なるべきか、國民意志の表示に最良なる方法は如何、吾人は此問題を研究するに際し、國民意志の目的と爲す事項の性質に依りて區別を設くるを要す、即ち其目的とする所は一般政策の指揮に存するか或に特定法律の創設に屬するかを區別せざるべからず。政治は特殊なる政策の適用なり、立法は一般的に述ぶれば法律的經濟的又は公共道德的の問題を政治主義及び政黨關係以外に於て解決するもの、若し

くは解決すべき筈のものなり。政治は一黨に服従す、法律制定は諸黨に超然たり、政治は國內に於ける多數黨の刺戟と命令とより生じ、立法は諸黨の和解に成る。政治は鞏固有力忠實なる多數者を後援と爲し、立法は諸黨に於ける眞理を發見せんことを試む、即ち既存の多數者以外に於て當該立法に關し特別なる新多數者を創設せんとす。刺戟と政治上の命令とを與ふるものは總選舉是なり。吾人は總選舉に於て國內の多數者を發見し得可し、而して此刺戟と命令とは一立法期間繼續す。法律制定は之と其趣を異にする。總選舉に於て選舉人は一黨に賛成又は反對の意思を表明し若くは政綱中に存する二、三の點に關し其意思を表示せるのみ。吾人は直接民政の下に生存せず、國民の意思は政治問題に關し表示さるゝも、特殊法律制定は別箇の問題たり、此點に關し單に多數黨の處理に一任するは不充分なり、此點に關し國民の意志を正確に表示せしめんと欲せば凡ての意見を發表せしめざるべからず、凡ての團體の接觸の末に一定の結果に達せざるべからず、此の如くにして始めて國民の眞傾向に照應し國民の賛成を獲べきなり。故に曰く立法に關しては比例主義必要なりと。人或は曰はん議會制に於ては議會は二箇の任務を有す、法律の制定及び政策の指揮なり、而して議會を同時に二箇の主義(多數主義及び比例主義)に依つて構成すること能はずと、然りと雖も論者の言や誤れり、比例主義に依りて選出せられたる議會は多數主義に依りて行動するの議會として存在すべきも、其正反対は不可能なり(即ち多數主義に依りて構成されたる議會は到底比例主義を實現し得ず)比例選舉に依り選出されたる議員も政治問題に關しては多數の存立を維持すべし、されど多數選舉に依り組織されたる議會は惡法を作るの外なく、專政中の最惡なる議會專政に陥るの危険あり。政治的事項に關する專政は短期なり、總選舉に於ては國民は之を顛覆し得ればなり。立法上の專政は拭ふべからざるの結果を成す、蓋し法は政府の更迭の後迄も存在すればなり。立法上故に比例主義は立法議會の基礎たるべし、議會にして若し立法事業以外に更に政治監督の權を有さば政治問題に關し

議會に於ける多數は自然に發生し来るべきなり、理論上に於ては比例選舉は各政黨に各其實力に相當する議員を分配するが故に多數黨は固より其優勢を保持し得べし。

「政治に關しては多數主義可なり立法に關しては比例主義可なり」是理論的研究の結論なり。

(二) 比例選舉の結果(即ち實際論)

「比例選舉實施の結果は如何なる狀態を呈するにもせよ、結極現狀よりは良好なるべし」と云ふに世人が一致せざるは誠に驚くに堪へない、現狀は普通選舉の無組織なり、毫も國民の意思を眞實に正確に表示するを期し難し。苟も事實を觀察し之に對して考慮を費すの人は必ずや選舉を組織的ならしむるの計畫は凡て現狀放任に比して歡迎すべき考なるを認むるなるべし、現狀の缺點を普通選舉の責に歸するは、不正確にして且つ不公平なり、現狀に於て各個人をして政治的多數の決定に參與せしむるは當然なり、問題は國民の意思を正確に決定する方法如何に存す、而して各人として其欲する所を表明せしむるは第一の要件たり。現狀を省れば選舉民の四分の三は單に盲從的に投票し、其四分の一は習慣的に投票す。是を詳言せば大多數の選舉民は選舉區に於ける有力者の左右する所となり彼等は政治思想の區別に依りて投票せずして單に個人又は選舉團體の勢力の抑壓を蒙り残餘の少數民は社會的關係に基き徒らに習慣的に候補者に對する賛否を決するのみ、而して棄權者の數は増加せり、是多數主義選舉の產出せる結果に外ならずや、少數派に屬する者は豫め排斥せらる、此に於てか彼等は意氣沮喪し、棄權するに至る、更に又多數派分裂の爲めに少數派は漁夫の利を占め不當の勝を得ることあり、或は勝を制せんが爲めに兩極端に存在する少數派等が互に聯合するの奇觀を呈することあり或は政府は少數派の掌握に歸するに到ることあり。

此の如き現狀に比し、比例選舉實施の結果が良好なるべき所以を次に説明せん。

(1) 政治教育上の利益

政治教育は英米兩國に於ては左程其必要を感じざるべきも佛國に於ては痛切に之を感じ。佛國に於ては明確なる政綱を有する政黨の存在なし、政黨は漸く形成せられんとして未だ訓練を経ず、此の如き現狀は過去の歴史的原因の結果なり、即ち從來佛國の政黨は復古を主とし個人又は團體を中心と爲し、敢て實際政治上の方針を示さざりき。今や人民をして政綱に基きて政黨に對する去就を決せしめ、實行し得べき改良策に關して考慮を費さしむべき時は既に到來せり是を爲さしめんには政黨をして組織的ならしむるを要す、政黨を組織的ならしめんには之に選舉上の任務、殊に選舉上の利益を與ふるに若くはなし苟も政黨にして一定數の候補者を當選せしめ得るの権利を有するに到らば、政黨は其相互の境界を明確ならしめ、各自の主張を判然たらしむべし而して凡て眞實にして多少の勢力を有する意見は其代表者を選出し得べしと法定するの既に於ては人民の政治に對する冷淡は自然に消滅すべきなり。之を要するに比例選舉は政黨に團體的教育を供すると同時に選舉人に個人的教育を給するものなり。

(2) 社會上の利益

今や實に傳來の擬制を拠棄し事物の眞相を洞察すべきの時なり、憲法制定議會が始めて佛國憲法を議定するや、議員等は思へらく「各箇人は議員投票に際し、一般公共の利益を代表し、決して個人的利益を代表せず、國民の良心として活動し投票す」と。是彼等の獨斷的信條にして畢竟空想に外ならず、而して此獨斷此擬制此虛偽の上に佛國代議制の理論は構成せられたり。されど政治は事實に依りて活動する者にして敢て擬制に依りて生ずるにあらざるなり。然らば事實は果して如何、各選舉人は自己の屬する階級の利を顧るのみ、其社會的小階級を保護せんと欲するのみ、是人性の然

らしむる所にして將來も亦決して變動することなかるべし。即ち實際に就て觀察せんか、各人は單に自己の周囲を見、且直接に自己の受る刺戟を感じするのみ、國家の隆昌に必要な諸要素を綜合して其實現を期せんが爲めに自己の利益を犠牲に供するが如きは容易に想像し能はざるなり、此の如き綜合は一個人又は少數の能く堪る所にあるとして共同的需要及び利益競争の激烈なる表現の結果として始めて發生し來るのみ、此の如き結果を正當に發見せんと欲せば凡て有力なる要求は是を公表せしめ百般の利害をして計算中に多加せしむるを要す、元來各個人が自己の屬する社會的團體の共同利害を念とするは極めて正當なり、社會進歩の源泉は實に茲に存す。若し市民にして曾て自己の階級の利益を擁護せず、自治體の獨立を主張せずして徒然に當時の封建階級の代表者を以て自ら任じたりとせば如何、第三階級民が自己の階級の利益を犠牲として貴族の利益のみ是考へたらば如何、又生氣勃々たる新階級が已に活力を消耗せる舊階級に競争を挑みて一時は革命的と呼ばれたるが如き行動存せざりしならば果して如何、歴史上の進歩なる者は實に此の如き階級的競争の結果にあらずして何んぞ。今や多數主義選舉制の下に政治的勢力を有する者は敢て高等なる少數者にあらず、又敢て多數なる下層者にもあらず、前者は少數なるが故に該制に於ては當然排斥せられ而して後者は選舉費用を支出し新聞及び資本を有する者の左右する所なり、現時の普通選舉制に於て、選舉民の三分の一は眞に自己を代表せざる者を選出するの止むを得ざるが如き實況なり、是世人が漸く普通選舉其者を輕侮せんとする理由なり、抑普通選舉なる者は表面上等しく萬人に有利なるが如しと雖も其實恰も經濟上の自由の如く單に之を壟斷する輩を利するに止まる。此に於てか人或は舊式階級を復活せんと欲し又或は少くとも利益團體代表を組織せんと欲す、されど是豈封建的組織の復興にあらずや。固より封建制と雖も、其良好なりし時代に於ては、徒然に理論的主義先天的學說等に拘泥せずして巧に正義を實現せり、されど久しからずして形式に流れ、固陋に陥りて進歩は終に停止せり。誰れか封建制を以て理想と爲

し、敢て是を近世國家に提供す可けんや。比例代表制は此の如き舊式階級を基礎とせずして、政黨制の上に築かる、政黨は固より階級に適應し得べしと強も元來任意的結合に成り思想的一致に基くものなり。政黨は固定的團體にあらず、何人も豫め各人の政黨に關する去就を強制することなし、各人は任意に一黨に賛し、隨意に他黨に移轉し得べし、而かも個人の自由にして實に存在せば政黨は結極常に團體的利害、社會的經濟的宗教的又は智識的利害に照應す可きは確實なり。若し比例選舉行はれて各政黨は一定數の議員を選出し得可らんか諸階級は政黨の援護に依り政治上に其代表者を有するに到るならん。然りと雖も議員に既に政黨を基礎と爲して是を代表し敢て永久的團體を代表するにあらざるが故に文明の進歩に伴ふて階級の利害は遂に第二位に下る時期到來すべし。蓋し文明人の思想は物質的生活の改良より無形的需要を基礎とする任意的團體の發展を見るならん、此の如き無形的進歩（道德智識宗教等）を目的とする所の團體は、有形的利益を主とする所の團體に對して權衡を維持するものなり。此の如き無形的進歩を企圖する團體は敢て直接に政治に關聯するに非ずと雖も、其思想意よ深遠に赴き其勢力益々普及するに從て、政黨は是を重要視せざるを得出し得る権利を人民に與ふるは、苟も相當の勢力を有し政黨を建設し得る所の社會的要素に對して現行制の與へざる勢力を給すると同時に思想上の利害に政治的勢力を給し以て無形的利益をして物質的利害の跋扈を制肘せしむるならん。

（佛國に於ける比例選舉學說の一斑）

法學博士 小野塙喜平次

法學協會雜誌第三十一、第一〇號、（大正二・一〇・一）

國同調査資料パンフレット

財界動搖善後策早わかり	版面 菊二五	十銭
(歐米恐慌對策實例十一モラトリアム略例)		
諸外國銀行監督及預金者科 保護に關する法制参考資料	版面 菊三二	二十銭
世界の生糸及人絹調査資料	版面 菊四六	二十銭
農村振興としての蠶糸業根本救濟策	版面 菊六〇	二十銭
財界振興即効案	版面 菊二六	十銭
(不始末なる政府預金の整理によつて)		
大藏省伏魔殿預金部内容	版面 菊二八	十銭
(附英佛大藏省預金部の制度)		
ブラジル事情	版面 菊一六	二十銭
軍人優遇論	版面 菊一七〇	三十銭
國家に貢献するものは少數黨か多數黨か	版面 菊一六	十銭
歐米各國に於ける公民教育制度	版面 菊四五	二十銭
我國労働時間季節的調節案	版面 菊五八	二十銭
(我國工場法改正の必要)		
社會より見たる新聞の使命	版面 菊六六	二十銭
保健上より見たる深夜業廢止と其限界點に就て	版面 菊八〇	三十銭
歐米に於ける市政淨化運動	版面 菊五三	二十銭
都市計畫の一般智識	版面 菊五五	二十銭
佛蘭西好景氣の研究	版面 菊一四	十銭
英國不景氣の研究と對策	版面 菊一二	十銭
マンチエスター商人の舊平價金本位制撤廢運動	版面 菊五九	二十銭
歐米に於ける大規模商店に對する小規模商店の對抗競争實策	版面 菊四三	十銭
金と物	版面 菊六六	十銭
金解禁やり直し反對論總まくり	版面 菊三九	二十銭
金輸出禁止國スペインの經濟事情	版面 菊六二	二十銭
金解禁善後處置とは何か	版面 菊二五	十銭
金持と物持と稼人	版面 菊二五	十銭
英國銀行協會に於けるカツセル教授の講演	版面 菊二五	十銭
銀價回復の方策 (不景氣激進)	版面 菊二八	十銭
英國の其後	版面 菊三六	十銭
金再禁止前後處置研究資料	版面 菊二二	十銭
(英國ミッドラント銀行預取マッケンナ氏の企本位制廢止と 其對策に關する筆説)		
如何に比例代表を實行するか	版面 菊三五	二十銭

昭和七年十月二十四日印刷
昭和七年十月二十七日發行

如何に比例代表
を實行するか

不許複製

編輯兼發行人

大阪市南區豐谷仲之町五六

國民同志會調查部代表者

木幸吉

價定金二十銭

發行所 大阪市南區豐谷仲之町五六
國民同志會

印刷所 大阪市西區阿波座二番町一
日本印刷製本株式會社

總售口座 大阪六七五九一番

